

【企業立地等に伴う主な優遇措置制度の概要】

平成 20 年 8 月 22 日 施行予定の企業立地促進法の一部改正含む

区分	取扱機関	制 度 の 内 容
不均 一 課 税	富岡町	固定資産税(土地・家屋・構築物)を、3年間課税免除されます。 (富岡町税特別措置条例) 対象金額 土地、建物の取得金額の合計 ・ 製造業、製造業以外 = 2 億円以上 ・ 農林水産関連業種 = 5,000 万円以上
	福島県	事業税と不動産取得税が優遇されます。 (福島県税特別措置条例) 事業税(所得割のみ)及び不動産取得税
	国	設備投資に対する減税(法人税)があります。 (企業立地促進法) 措置内容 特別償却 償却率 機械等 15%・建物等 8%
補 助 金	電源地域振興 センター	立地(電力契約の新設・増設)する企業に対し、実際に支払った電気料金の約半額を最大 8 年間交付されます。 増加雇用者数が 3 名以上の場合は、特例加算があります。 (原子力発電施設等周辺地域企業立地給付金(F 補助金))
	福島県	県内に大規模な設備投資や雇用の拡大が見込め、一定の要件を満たす企業へ施設補助金(最大 35 億)、雇用奨励補助(最大 1 億)されます。 (戦略的企業誘致補助金)
融 資 ・ 特 例	国	企業立地法に基づく集積区域へ立地する企業等に対し、政府系金融機関(中小公庫・国民公庫)に超低利融資制度があります。 (立地等促進に向けた低金利融資制度)
	福島県	県内工場敷地等に新たに立地する企業若しくは増設または移転する中小企業(原則)へ、貸付制度があります。 (企業立地資金貸付制度)
	経済産業省	小規模企業等設備導入資金助成法の特例(設備資金貸付)があります。 食品流通構造改善促進法の特例(資金の借入措置)があります。 (企業立地促進法)